

当組合の自己資本の充実の状況等について

定性的な開示事項

1.自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本につきましては、地域のお客さまからの出資金にて調達しております。

2.自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、これまで内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

3.信用リスクに関する事項

イ.リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。

当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な考え方を明文化した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区別、さらには与信集中リスク抑制のため、大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

貸倒引当金は、資産の「自己査定基準」「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

ロ.リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポートジャーナーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター(R&I) ・ムーディーズ・インベスター・サービス・インク(Moody's)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR) ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ(S&P)

4.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、様々な角度から可否の判断をしております。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、民間保証等がありますが、その手続については、組合が定める規定や基準書等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を行う場合があります。

この際、組合が定める手続書等により、適切な取扱いに努めています。

なお、バーゼルIIで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金が該当します。

このほか、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポートジャーナーの種類に偏ることなく分散されております。

5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引及び長期決済期間取引は該当がおりません。

6.証券化エクスポートジャーナーに関する事項

当組合は、証券化取引を行っておりません。

7.オペレーション・リスクに関する事項

イ.リスク管理の方針及び手続の概要

当組合では、オペレーション・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当組合に生じる損失にかかるリスク」と定義しています。当組合は、オペレーション・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、規制・制度変更リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針を定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

ロ.オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は、基礎的手法を採用しております。

8.銀行勘定における出資等又は株式等エクスポートジャーナーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポートジャーナーにあたるものは、上場株式、非上場株式、株式関連投資信託、全国信用協同組合連合会等への出資金が該当します。

このうち、当組合が保有する上場株式、株式関連投資信託にかかるリスク管理については、ALM(資産と負債の総合管理)委員会を設置し、金融・経済動向の把握や金利予測等を行い、金利リスク、価格変動リスク、為替リスク等市場関連リスクへの迅速な対応など、適切なリスク管理に努めています。

なお、非上場株式や全信組連出資金・千葉中小企業再生ファンド出資金等については、業務上の保有で投資目的ではありません。

9.銀行勘定における金利リスクに関する事項

イ.リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の動向によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響をさしますが、当組合においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢しております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測を行い、ALM委員会で検討協議するとともに、その結果を経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。

ロ.内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提是、以下の定義に基づいて算定しております。

・計測手法

「完全再評価法」…信用組合業界で構築したSKC—ALMシステムを用いて、基準月のイールドカーブ(=期間ごとの市場金利)に金利ショック幅を加算し、変動後のイールドカーブで理論値を求め、基準月の現在価値とその理論値との差額を金利リスク量として計測する手法です。

・計測対象

「資産運用・調達勘定」のうち金利感応度資産

・コア預金

対象：流動性預金

算定方法：①過去5年の最低残高

②過去5年の最大年間流出量を現在残高から差引いた残高

③現在残高の50%相当額

以上3つのうち最小の額を上限。

・金利ショック幅

99%タイル値又は1%タイル値

・リスク計測の頻度

月次(前月末基準)



定量的な開示事項

(1)自己資本の構成に関する事項

(単位:千円、%)

項目	(1)	令和5年度	経過措置による不算入額	令和6年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目					
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	3,864,936			4,994,100	
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,271,108			4,994,100	
うち、利益剰余金の額	2,605,373			—	
うち、外部流出予定額(△)	11,544			—	
うち、上記以外に該当するものの額	—			—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	185,899			204,968	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	185,899			204,968	
うち、適格引当金コア資本算入額	—			—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—			—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—			—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—			—	
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	4,050,835		5,199,068	
コア資本に係る調整項目	(2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	2,151			2,067	
うち、のれんに係るものとの額	—			—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2,151			2,067	
繰延税金資産(一時差異に係るものとを除く。)の額	16,596			—	
適格引当金不足額	—			—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—			—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—			—	
前払年金費用の額	—			—	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—			—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—			—	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—			—	
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—			—	
特定項目に係る10パーセント基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—			—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—			—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—			—	
特定項目に係る15パーセント基準超過額				—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—			—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—			—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—			—	
コア資本に係る調整項目の額	(口)	18,747		2,067	
自己資本					
自己資本の額((イ)ー(口))	(ハ)	4,032,087		5,197,000	
リスク・アセット等	(3)				
信用リスク・アセットの額の合計額		54,792,417		49,824,278	
資産(オン・バランス)項目		54,775,239		49,804,074	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		154,048		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポートジャー		—		—	
うち、上記以外に該当するものの額		154,048		—	
オフ・バランス取引等項目		17,177		20,204	
オペレーションナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		2,897,586		4,273,812	
信用リスク・アセット調整額		—		—	
オペレーションナル・リスク相当額調整額		—		—	
リスク・アセット等の額の合計額	(二)	57,690,004		54,098,090	
自己資本比率					
自己資本比率	((ハ) / (二))	6.98		9.60	

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らして自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は、国内基準により自己資本比率を算出しております。

当組合の自己資本の充実の状況等について

(2)自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	54,792	2,191	49,824	1,992
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	54,722	2,188	49,824	1,460
(i)ソブリン向け	940	37	1,111	44
(ii)金融機関向け 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	7,710	308	12,374	494
(iii)カバード・ボンド向け			201	8
(iv)法人等向け	25,006	1,000	13,711	548
(v)中小企業等・個人向け	8,234	329		
(vi)中堅中小企業等・個人向け トランザクター向け			8,344	333
(vii)抵当権付住宅ローン	1,981	79		82
(viii)不動産取得等事業向け	2,190	87		3
(ix)不動産関連向け 自己居住用不動産等向け			6,004	240
賃貸用不動産向け			1,879	75
事業用不動産関連向け			2,434	97
その他不動産関連向け			1,691	67
ADC向け			—	—
(x)劣後債権及びその他資本性証券等			—	—
(xi)三ヶ月以上延滞等	613	24	3,161	126
(xii)延滞等向け			3	0
(xiii)自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—		
(xiv)出資等 出資等のエクスポージャー	515	20		
重要な出資等のエクスポージャー	515	20		
(xv)株式等	—	—	786	31
(xvi)重要な出資のエクスポージャー			—	—
(xvii)他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等及び その他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係 るエクスポージャー	—	—	—	—
(xviii)信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る 調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	424	16	424	16
(xix)その他	7,078	283	3,896	155
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④未決済取引			—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係る経過措置によりリスク・ア セットの額に算入されなかったものの額	154	6	—	—
⑥CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額	—	—	—	—
⑦中央精算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーションル・リスク	2,897	115	4,273	170
BI			2,849	
BIC			341	
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	57,689	2,307	54,098	2,163

(注)1.所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2.「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3.「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機関、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、欧洲中央銀行、欧洲共同体、信用保証協会等のことです。

4.「三ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーです。

5.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破綻更生債権及びこれに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3ヶ月以上限度額を超過した当座貸越であること

6.「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。

7.当組合では、マーケットリスクに関する事項は該当ありません。

8.オペレーションル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています(令和5年度計数)。

<オペレーションル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

9.当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーションル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。

10.単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%



(3) 信用リスクに関する事項(証券化エクスポートを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポートを除く業種別及び残存期間別

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	エクスポート区分	信用リスクエクスポート期末残高								三月以上延滞 エクスポート	
		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外 のオフ・バランス取引				債券		デリバティブ取引			
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
国 内		138,592	131,803	62,690	61,796	23,042	8,330	—	—	904	5,626
国 外		877	198	—	—	877	198	—	—	—	—
地域別合計		139,469	132,001	62,690	61,796	23,919	8,528	—	—	904	5,626
製造業		10,678	5,885	4,013	3,715	6,665	2,170	—	—	34	981
農業・林業		958	810	958	810	—	—	—	—	12	60
漁業		931	920	931	920	—	—	—	—	4	275
鉱業・碎石業・砂利採取業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業		6,278	6,357	5,983	6,258	295	99	—	—	27	181
電気・ガス・熱供給・水道業		1,162	589	74	94	1,088	495	—	—	—	—
情報通信業		200	2	3	2	197	—	—	—	—	—
運輸業・郵便業		2,367	1,420	1,583	1,420	784	—	—	—	152	167
卸売業・小売業		6,812	5,888	5,744	5,302	1,068	586	—	—	124	224
金融業・保険業		55,586	61,677	1,506	1,504	3,051	1,294	—	—	—	—
不動産業		8,013	7,859	6,340	6,873	1,673	986	—	—	166	588
各種サービス		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
物品貯蔵業		66	46	66	46	—	—	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業		321	311	321	311	—	—	—	—	—	—
宿泊業		3,345	3,066	3,345	3,066	—	—	—	—	—	1,165
飲食業		2,033	1,984	2,033	1,984	—	—	—	—	1	1,234
生活関連サービス業・娯楽業		958	1,020	958	1,020	—	—	—	—	20	27
教育・学習支援業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療・福祉		1,453	1,386	1,453	1,386	—	—	—	—	—	—
その他のサービス		5,056	4,509	4,670	4,509	386	—	—	—	106	323
その他の産業		1,271	1,200	1,271	1,200	—	—	—	—	1	6
国・地方公共団体等		17,341	12,061	8,633	9,166	8,708	2,895	—	—	—	—
個 人		12,796	12,201	12,796	12,201	—	—	—	—	251	395
その他		1,844	2,810	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計		139,469	132,001	62,690	61,796	23,919	8,528	—	—	904	5,626
1年以下		49,790	68,004	3,938	3,167	1,603	2,798	—	—	—	—
1年超3年以下		10,354	8,954	5,465	5,411	4,889	3,543	—	—	—	—
3年超5年以下		9,650	5,012	4,312	4,013	5,338	999	—	—	—	—
5年超7年以下		10,294	5,631	5,525	5,631	4,769	—	—	—	—	—
7年超10年以下		9,277	7,958	8,513	7,958	764	—	—	—	—	—
10年超		40,971	36,227	34,416	35,040	6,555	1,187	—	—	—	—
期間の定めのないもの		9,130	215	518	573	—	—	—	—	—	—
その他		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計		139,469	132,001	62,690	61,796	23,919	8,528	—	—	904	5,626

(注)1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2. 「三月以上延滞エクスポート」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している者に係るエクスポートのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポートです。

4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポートは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

当組合の自己資本の充実の状況等について

□.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和5年度	44	185	—	44	185
	令和6年度	185	286	—	185	286
個別貸倒引当金	令和5年度	767	870	25	741	870
	令和6年度	870	2,719	162	708	2,719
合 計	令和5年度	811	1,056	25	786	1,056
	令和6年度	1,056	3,006	162	893	3,006

(注)当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

八.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金												貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高					
					目的使用		その他							
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度		
製造業	26	18	18	687	16	—	10	18	18	687	59	167		
農業	—	—	—	14	—	—	—	—	—	14	—	—		
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
建設業	8	8	8	58	2	7	6	2	8	58	15	1		
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
運輸業	18	34	34	86	0	9	17	25	34	86	199	18		
卸売業、小売業	36	51	51	120	3	15	33	36	51	120	3	35		
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
不動産業	45	64	64	218	2	55	43	9	64	218	0	97		
各種サービス	550	577	577	1,199	0	34	549	542	577	1,199	833	100		
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
個人	80	115	115	333	0	40	79	75	115	333	6	161		
合 計	767	870	870	2,719	25	162	741	707	870	2,719	1,118	580		

(注)当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。



ニ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等
(単位:百万円)

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分(%)	エクspoージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	7,506	20,721
10%	902	6,772
20%	4,231	37,803
35%	—	5,657
50%	9,214	499
75%	—	12,198
100%	5,628	25,233
150%	—	146
250%	0	—
1250%	—	—
その他	—	—
合 計	27,483	109,033

(注)1.格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
2.エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3.コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央精算機関関連エクspoージャーは含まれておりません。

告示で定める リスク・ウェイト 区分(%)	令和6年度				資産の額及び与信相 当額の合計額(CCF・ 信用リスク削減効果適 用後)	
	CCF・信用リスク削減効果適用前			CCFの加重 平均値(%)		
	告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目			
40%未満	23,284	—	—	—	23,231	
40%~70%	7,168	2,793	7,000	7,339	—	
75%	10,582	6,057	1,000	10,085	—	
80%	—	—	—	—	—	
85%	13,152	85	10,000	13,005	—	
90%~100%	2,771	43	26,000	2,764	—	
105%~130%	1,257	—	—	1,254	—	
150%	860	4	6,000	844	—	
250%	—	—	—	—	—	
400%	—	—	—	—	—	
1250%	—	—	—	—	—	
その他	—	—	—	—	—	
合 計	59,077	8,983	3,000	58,525	—	

(注)最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

(4)信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー		939	1,475	—	—	—	—
①ソブリン向け		—	—	—	—	—	—
②金融機関向け		—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		—	—	—	—	—	—
③カバード・ボンド		—	—	—	—	—	—
④法人等向け		256	385	—	—	—	—
⑤中小企業等・個人向け		617	995	—	—	—	—
⑥中堅中小企業・個人向け		—	5	—	—	—	—
⑦抵当権付住宅ローン		1	—	—	—	—	—
⑧不動産取得等事業向け		10	—	—	—	—	—
⑨不動産関連向け		—	31	—	—	—	—
自己居住用不動産等向け		—	—	—	—	—	—
賃貸用不動産向け		—	12	—	—	—	—
事業用不動産関連向け		—	18	—	—	—	—
その他不動産関連向け		—	—	—	—	—	—
ADC向け		—	—	—	—	—	—
⑩劣後債権及びその他資本性証券等		—	—	—	—	—	—
⑪三月以上延滞等		—	—	—	—	—	—
⑫延滞等向け		—	16	—	—	—	—
⑬自己居住用不動産等向けエクspoージャーに係る延滞		—	—	—	—	—	—
⑭出資等		—	—	—	—	—	—
出資等のエクspoージャー		—	—	—	—	—	—
重要な出資のエクspoージャー		—	—	—	—	—	—
⑮株式等		—	—	—	—	—	—
⑯その他		53	41	—	—	—	—

(注)1.当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2.上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクspoージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等に保証されたエクspoージャー)を含みません。

3.「その他」とは、①～⑯に区分されないエクspoージャーです。

(5)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当組合は、派生商品取引及び長期決済期間取引に該当する取引はありません。

(6)証券化エクspoージャーに関する事項

当組合は、証券化エクspoージャーに該当する取引はありません。

(7)出資等エクスポージャーに関する事項

イ.貸借対照表上額及び時価

(単位:百万円)

区分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表上額	時価	貸借対照表上額	時価
上場株式等	3,443	3,443	2,925	2,925
非上場株式等	582	582	40	40
合計	4,026	4,026	2,965	2,965

(注)投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

ロ.出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	売却益	売却損	償却	償却
売却益	—	—	—	—
売却損	—	—	—	1,307
償却	—	—	—	1,307

(注)投資信託等の複数の資産を裏付とするエクspoージャー(いわゆるファンド)にかかる売買損益は含まれておりません。

ハ.貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	評価損益	△741	52	52

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

二.貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	評価損益	—	—	—

(注)「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

(8)金利リスクに関する事項

【銀行勘定における金利リスクに関する事項】

(単位:百万円)

項目番号	IRRBB1:金利リスク	イ		ロ		ハ		ニ	
		△EVE				△NII			
		当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	342	1,423	0	0	0	0	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	298	341	298	341	298	341
3	スティープ化	435	1,424						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	436	1,424	298	341	298	341	298	341
8	自己資本の額		5,197						

(注)1.金利リスクの算定方法の概要は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。



令和6年度(令和6年4月1日～令和7年3月31日)地域密着型金融の取組み【通期取組結果】

1.取組方針

当組合は、「お客様の立場で考え行動します」を経営方針に、お客様・地域への貢献を基本的な目標として、お客様に寄り添う提案に取組みます。

2.取組項目及び取組策

取組項目	担当部署	令和6年度取組計画	令和6年度通期(令和6/4月～令和7/3月末)取組結果
(1)地域事業者支援体制の強化	融資部	<ul style="list-style-type: none"> 組合員お取引先に寄り添う対話力強化による営業活動により、ニーズに適切に応え、地域内の資金循環を円滑にすることで地元経済の成長、活性化に寄与します。 	
①信頼関係の強化により経営の課題解決に向けた伴走支援に取組む	融資部	<ul style="list-style-type: none"> お取引先企業へ継続的な訪問により信頼関係を築き、各種経営課題、問題を見極め解決に取組みます。 経営改善計画書策定先には、計画の進捗と成果等についてお取引先と共有し、改善に取組みます。 企業価値の向上や経営改善のため、各種補助金の告知や提案、申請等に協力致します。 	<ul style="list-style-type: none"> お取引先企業へ継続的に訪問し、信頼関係を築くことで、お取引先の抱えている課題や問題点を見極め、専門性の高い課題等については専門家派遣を利用するなど、本部も連携して課題解決に取り組みました。 経営改善計画書策定先32先に対して、計画やアクションプランの進捗状況等をモニタリングし、お取引先と共有して経営改善に取り組みました。 企業価値の向上や経営改善のため、各種補助金の告知や提案、申請等に協力しました。 <p>*通期相談件数36件、申請件数20件、採択件数15件</p>
②外部専門家、外部機関との連携による支援	融資部	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県中小企業診断士協会、千葉県よろず支援拠点相談所、中小企業活性化協議会、千葉県事業引継ぎ支援センター、千葉県信用保証協会等と連携し、各種ソリューション提案に取組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県中小企業診断士協会の中小企業診断士と毎週取引先へ訪問し、各種補助金、HPの作成支援、経営改善計画書の作成支援等でお取引先の抱える課題等の解決に取り組みました。 千葉県よろず支援拠点相談所を主要4か店舗で、毎月1回持ち回りにより開催しました。通期については38先の事業者が活用しました。 千葉県活性化協議会による再生計画書の策定や、千葉県信用保証協会のワンポイントアドバイスの活用を提案しました。通期8先が活用しました。 千葉県事業引継ぎ支援センターとの連携により、事業承継支援の進め方等についての研修や事業承継個別相談会を実施し、職員のスキルアップ、及びお取引先の事業承継支援をしました。 各市町村の商工会議所を訪問し、商工会連携保証の「コネクトちば」の利用促進を依頼しました。通期コネクトちば9先10件実行に至りました。 地域の隠れた名産品の販路拡大のため、「2024しんくみ食のビジネスマッチング展」をお客様に提案し1先が参加しました。 千葉県、(株)みらいワークスとの3者連携協定のもと、地域企業と高度な専門能力をもつ都市部の副業人材をマッチングし、地域企業の課題解決に向けた取り組みをしました。副業人材マッチング5件成約となりました。
(2)地域の利用者に対する情報発信	融資部	<ul style="list-style-type: none"> 地域密着型金融の取組に関する計画及び実績をディスクロージャー誌に開示致します。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域密着型金融の取組に関する計画及び実績をディスクロージャー誌に開示致します。

インターネットバンキングサービスの取扱いをしております。

ご自宅等のパソコンを利用してインターネットを経由して、お取引口座の残高や入出金明細の照会サービスがご利用いただけます。さらに、お取引口座から当組合の本支店および他の金融機関への振込・振替ができる便利なサービスです。

また、振込手数料は窓口をご利用いただくよりもお得です。

《重要なお知らせ》

インターネット・バンキングにおいて、不正送金被害が発生しています。ご利用者におかれましては、次のような対策をご実施ください。

1.ご利用者のパソコンの状態に関する対策

- 基本ソフト(OS)やウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新する。
- パソコンにセキュリティ対策ソフトを導入するとともに、最新の状態に更新する。

2.インターネット・バンキングの運用における対策

- パスワードを毎月変更する。
- 振込・払戻しなどの限度額を必要な範囲内でできるだけ低く設定する。
- 不審なログイン履歴がないかを確認する。
- ワンタイムパスワードをご利用していない振込・振替の限度額を20万円とする。

お問い合わせ、ご照会先

総務部事務課 **0475-22-5111** 受付時間／9:00～17:00
(土・日・祝日、1月1日～3日、5月3日～5日、12月31日は除く)

手数料一覧【令和7年4月1日現在】(単位:円(消費税率10%を含む))

お振込手数料など	窓口	区分		自組合宛		他行宛	
		組合員		員外	組合員		員外
		電信扱	5万円以上	1件	220	330	440
窓口	電信扱	5万円未満	1件	110	110	385	605
お振込手数料など	文書扱	5万円以上	1件	—	—	440	770
振込手数料など	文書扱	5万円未満	1件	—	—	385	605
振込手数料など	窓口	視覚障害者振込	5万円以上	1件	220	440	
振込手数料など	窓口	視覚障害者振込	5万円未満	1件	110	275	
振込手数料など	窓口	視覚障害者振込	1万円未満	1件	110	165	
振込手数料など	ATM	5万円以上	1件	220	440		
振込手数料など	ATM	5万円未満	1件	110	275		
振込手数料など	ATM	1万円未満	1件	110	165		
振込手数料など	インターネットバンキング	5万円以上	1件	220(330)	385(495)		
振込手数料など	インターネットバンキング	5万円未満	1件	110(220)	165(275)		
振込手数料など	定額自動送金	5万円以上	1件	110	330	440	660
振込手数料など	定額自動送金	5万円未満	1件	110	110	385	495
振込手数料など	インターネットバンキング関連	個人向け		法人向け			
振込手数料など	基本手数料(年額)						
振込手数料など	振込先事前登録料	1件			55		
振込手数料など	支払場所						
振込手数料など	当組合本支店			1件	330		
振込手数料など	電子交換			1件	330		
振込手数料など	個別取立			普通扱	880		
振込手数料など	個別取立			至急扱	1,100		
振込手数料など	取立手形店頭呈示料			1件	1,100		
振込手数料など	送金・振込組戻料			1件	880		
振込手数料など	取立手形組戻料			1通	1,100		
振込手数料など	不渡手形返却料			1通	1,100		
振込手数料など	依頼返却料			1通	1,100		
振込手数料など	異議申立預託手続料			1件	5,500		

※代金取立：窓口等で即時入金する3日券扱いの手形・小切手については無料です。

※インターネットバンキング振込手数料の()内は、モアタイムシステム時の手数料となります。

当座預金	小切手帳(50枚綴り)	1冊	1,100
当座預金	約束手形帳(50枚綴り)	1冊	2,200
当座預金	自己宛小切手	1枚	550
当座預金	マル専手形	1枚	550
当座預金	当座預金開設手数料	1口座	11,000

その他の手数料	個人情報開示手数料	基本事項	1,100
	個人情報開示手数料	基本事項以外	3,300
その他の手数料	株式払込手数料	5千万円未満	株式払込の3/1,000+消費税
その他の手数料	株式払込手数料	5千万円以上	株式払込の2/1,000+消費税
その他の手数料	貸金庫	小	9,240～16,500(年間)
その他の手数料	貸金庫	中	13,200～23,760(年間)
その他の手数料	貸金庫	大	19,800～33,000(年間)
その他の手数料	両替手数料	1枚～50枚	無料
その他の手数料	両替手数料	51枚～500枚	550
その他の手数料	両替手数料	501枚～1,000枚	1,100
その他の手数料	両替手数料	1,001枚以上	500枚毎に550円加算
その他の手数料	硬貨入出金手数料	1枚～50枚	無料
その他の手数料	硬貨入出金手数料	51枚～500枚	550
その他の手数料	硬貨入出金手数料	501枚～1,000枚	1,100
その他の手数料	硬貨入出金手数料	1,001枚以上	500枚毎に550円加算

※1.両替手数料について

- 両替枚数は、お客様が「ご持参された紙幣・硬貨の合計枚数」と「お持ち帰りになる紙幣・硬貨の合計枚数」のいずれか多い方の枚数となります。
- ご預金からのお引出しの際に金種をご指定される場合、ご指定の硬貨枚数の合計枚数に応じて、手数料をお支払いいただきます。
- 一日に複数のご両替や複数のご名義で一度にご両替を行う場合、また、一つの口座から複数の払戻請求書に分けてお引出しされる場合には、合計枚数に応じて手数料をお支払いいただきます。

※2.硬貨入金手数料について

- 窓口での入金・振込・納付時に硬貨枚数に応じた手数料をいただきます。
- 一日に、または同時に複数回に分けて入金の場合、硬貨枚数に応じて手数料をお支払いいただきます。
- ご持参いただいた硬貨の金額算定後に入金・振込・納付を取り止める場合も算定した枚数に応じて手数料をお支払いいただきます。

再発行	証書・通帳	1枚	1,100
再発行	各種カード(喪失の場合)	1枚	1,100
再発行	その他の再発行(各種計算書など)	1枚	330

証明書等	残高証明書	継続	店頭受取550、郵送880
証明書等	※指定書式とは手書きによる詳細表示の場合や持込様式等その他の書式とします。	都度	1,100
証明書等		監査法人向け	3,300
証明書等		指定書式	1,650
証明書等	取引履歴証明書	窓口扱1件(1名さま)但し、10枚を超える場合、1枚あたり55円をいただきます。照会期間は、過去10年までと致します。	660
証明書等	支払利息証明書	期間1年につき	330
証明書等	融資証明書	1枚	11,000
証明書等	取引履歴照会	10枚まで	550
証明書等	取引履歴照会	10枚超の場合1枚	55
証明書等	その他の証明書	1枚	330

融資関連	手形貸付手形用紙代	新規・書替	1枚	220
融資関連	取引約定書用紙代	新規(消費者ローン含む)	1枚	220
融資関連	金銭消費貸借証書用紙代	1枚	220	
融資関連	担保差入書用紙代	新規・差替・追加	1枚	220
融資関連	変更契約証書用紙代	1枚	220	
融資関連	その他融資関係用紙代		1枚	220
融資関連	債務保証	新規・期間延長	1枚	2,200
融資関連	信用照会	コスモスネット	1枚	3,300
融資関連	一部繰上返済事務手数料	一般融資		11,000
融資関連	繰上返済事務手数料	住宅ローン(注)	11,000～33,000	
融資関連	条件変更事務手数料	一般融資		11,000
融資関連	(注)住宅ローン繰上返済手数料算出基準	1債権を越えた場合は1債権毎に1,100加算		
融資関連		住宅ローン		11,000
融資関連	全国保証	新規事務手数料		55,000
融資関連	再発行	固定金利事務手数料		5,500
融資関連		返済予定表		330
融資関連	一般融資	(設定額5千万円以下)	33,000	
融資関連		(設定額5千万円超)	55,000	
不動産担保事務	住宅ローン			33,000
不動産担保事務	全国保証(株)保証付ローン			22,000
不動産担保事務	追加設定・極度額変更	一般・住宅		11,000
不動産担保事務	順位変更・債務者変更・その他変更等			11,000
不動産担保事務	地区外担保は上記設定手数料に55,000加算させていただきます。			
不動産担保事務	※地区外は定款第4条に記載されている地区以外			
不動産担保事務	担保物件の一部抹消			11,000
不動産担保事務	根抵当権抹消(1件につき)※抵当権を含む			11,000
不動産担保事務	原因証書紛失委任状発行			11,000

A T M ご利用手数料	当組合カード利用	平日	8:00～21:00	無料
		土曜日	8:00～21:00	110
A T M ご利用手数料	他行カード利用	平日	8:00～8:45	220
		8:45～18:00	110	
A T M ご利用手数料	ゆうちょ銀行キャッシュカードご利用	18:00～21:00	220	
		土曜日	8:00～21:00	220
A T M ご利用手数料	他信用組合提携キャッシュカードご利用	平日	8:00～8:45	220
		8:45～18:00	110	
A T M ご利用手数料	しんくみお得ネット	18:00～21:00	220	
		土曜日	8:00～9:00	220
A T M ご利用手数料		9:00～14:00	110	
		14:00～21:00	220	
A T M ご利用手数料		日祝日	8:00～21:00	220
		8:00～8:45	220	
A T M ご利用手数料		8:45～18:00	110	
		18:00～21:00	220	
A T M ご利用手数料		8:00～8:45	220	
		8:45～14:00	110	
A T M ご利用手数料		14:00～21:00	220	
		8:00～21:00	220	

※当組合ATM稼働時間は、店舗により異なっております。
 ※土日祝日は、本店、鶴川支店のみご利用が可能です。
 ※お取扱時間、手数料は、他行・コンビニの対応により異なる場合がございます。
 ※「しんくみお得ネット」サービスタイム(お引出し手数料無料)
 平日 8:45～18:00の出金
 土曜日 9:00～14:00の出金
 詳しくは、最寄り店舗か当組合HPでご確認願います。
 URL : <https://www.boshin.jp>



ディスクロージャー誌掲載用語集

用語	解説
リスク・ウェイト	債権の危険度を表す指標のことで、自己資本比率規制において総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いる率のことで、率が高いものほどリスクが高いことを意味します。
適格格付機関	金融機関がリスクを算出するに当たって用いることができる、金融庁長官が適格性の基準に照らして適格と認めた、格付を付与する格付機関のことです。
エクスポート	リスクに晒されている資産のことを指しており、貸出金などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。
バーゼルⅢ	バーゼルⅢは、世界的な金融危機の再発を防ぎ、国際金融システムのリスク耐性を高めることを目的として策定されました。具体的には、銀行が想定外の損失に直面した場合でも経営危機に陥ることのないよう、自己資本比率規制が厳格化されました。 わが国を含む世界各国において2013年から段階的に実施されており、最終的には2028年から完全実施される予定になっています。
派生商品取引(デリバティブ取引)	有価証券や通貨、金といった金融資産(原資産)の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品をいいます。具体的には、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられます。
ALM	Asset Liability Management(アセット・ライアビリティー・マネージメント) 資産・負債の総合管理といい、主に金融機関において活用されているバランスシートのリスク管理方法です。
金利ショック	金利の変化(衝撃)のことで、上下200BP(1ベーシス・ポイント=0.01%)の平行移動や、1%タイル値と99%タイル値といった算出方法があります。
コア預金	明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって隨時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のことです。具体的には、①過去5年間の最低残高、②過去5年間の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%のうち、最小の額を上限とし、満期は5年以内(2.5年)として金融機関が独自に定めます。
パーセンタイル値	計測値の分布(ばらつき)を百分率で表したものです。 計測値を順番に並べたうちのパーセント目の値。99%タイル値は99パーセント目の値です。
クレジット・デリバティブ	債権や債券の信用リスクを、スワップやオプションの形にした金融商品のことでもともと信用リスクをヘッジ(回避・低減)する目的で開発されたものであり、債務者である会社の信用力を指標にして将来に受け渡す損益を決めます。従来のデリバティブでは金融商品などの価格変動を対象にしていますが、クレジット・デリバティブでは信用リスクを対象にしています。
リスク・アセット	リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)に対し、リスクの大きさに応じた掛け目を乗じ、再評価した資産の額です。
抵当権付住宅ローン	バーゼルⅡ(新自己資本比率規制)において、住宅ローンの中で代表的なものとして、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に満たされているものを指します。
コア資本	2014年3月末から国内基準行を対象に、新たな自己資本規制(新国際統一基準(バーゼル3))が適用となりました。 従来の、Tier1(基本的項目)とTier2(補完的項目)の区分が廃止され、普通株や内部留保、公的資金の優先株、一般貸倒引当金から構成されています。 なお、Tier2(補完的項目)に分類されていた劣後債や劣後ローンはコア資本から控除されます。
ポートフォリオ	保有している金融資産の集合体のことです。

お客さま、犯罪にご注意ください!

<ぼうしんからご利用のお客さまへのお願い>

通帳・印鑑・キャッシュカードの盗難にご注意ください!

通帳・印鑑・キャッシュカードのうち一つでも紛失した場合には、直ちにお取引店またはお近くの本支店までご連絡ください。(本支店の連絡先は34ページをご覧ください。) なお、当組合休業日及び営業時間外(早朝・深夜)は、右記番号へご連絡ください。

当組合休業日・営業時間外のご連絡先

信組情報サービス自動機集中監視センター
047-498-0151

暗証番号の変更是お済みでしょうか?

- 最近、偽造・盗難キャッシュカードにより預金が不正に引き出される被害が増加しています。お客さまにおかれましては、そうした被害に遭われぬよう、以下の点に日頃から十分ご注意ください。
- 暗証番号は、生年月日・自宅の電話番号・番地、勤務先の電話番号・番地、自動車のナンバー、4桁すべて同じ番号、連続した番号等他人に推測されやすい番号の利用は避けましょう。
 - 推測されやすい暗証番号をご使用されているお客さまは、すみやかに変更されることをお勧めします。
 - 第三者に暗証番号を知らせたり、キャッシュカードを渡したり、キャッシュカードの裏面や手帳・メモ用紙などに暗証番号を書いて保管することはやめましょう。
 - キャッシュカードの暗証番号をロッカー、貴重品ボックス等で使用しないようにしましょう。
 - キャッシュカードを自動車内等の他人の目につきやすい場所に放置することはやめましょう。
 - キャッシュカードも通帳や印鑑と同様に大切なものですので、厳重な管理をお願いします。
長時間お手元からお離しにならないようにしましょう。
 - ATMご利用の際は、のぞき見されないようにご注意ください。また、ATMのご利用明細書をむやみに捨てることはやめましょう。
 - 当組合の職員や警察官がATMコーナーや電話等で暗証番号をお尋ねすることはありません。ご不審な場合は、お取引店へご照会ください。
- ※暗証番号のご変更是、お取引店の窓口までお申出ください。

偽造・盗難キャッシュカード被害への補償について

当組合が定める規程に従い、被害に遭われたお客さまに対して補償を行う制度を導入しております。詳しい内容は当組合本支店へお問い合わせください。

お客さまごとに1日あたりの取引限度額の設定が行えます

平成20年8月1日(金)より、お客さまの口座ごとに「1日支払限度額」「1日振込限度額」を各々設定することができます。また、「他金融機関での取引禁止」「口座開設店舗以外での取引禁止」の設定も可能ですので、詳しくは最寄りの当組合本支店へお問い合わせください。

電話de詐欺に注意して下さい

- 「振り込め詐欺」や「オレオレ詐欺」、「還付金詐欺」など様々な呼び名が存在する特殊詐欺が多発しています。千葉県では特殊詐欺全体を「電話de詐欺」との名称で呼んでいます。
- 電話が掛ってきたら、振込や現金、キャッシュカードを渡す前に必ず事実かどうかを確認し、少しでも不審に思ったら、家族や警察に相談し、詐欺の被害に遭わないように注意して下さい。
 - 今後も当組合では、お客さまが被害に遭わないよう、千葉県警察と協力し未然防止に努めて参ります。



不正口座取引防止について

近年、マスコミ等で報道されていますとおり、預金口座を不正に利用して違法な取立て、架空料金請求詐欺等の事件が多発し、大きな社会問題となっています。

こうした動きに対し、当局からも各金融機関に対して預金口座が犯罪行為の温床にならないよう、法令等に則した迅速、厳正、適切な対応を要請されております。

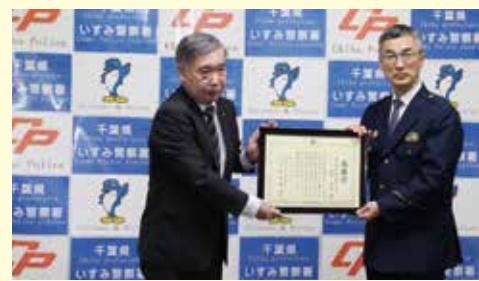
- 当組合ではこの問題を重大に受け止め、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(犯罪収益移転防止法)や預金規定等に則った対応を下記のとおり実施しておりますので、ご理解、ご協力ををお願い申しあげます。
- 預金口座等の開設、200万円を超える大口現金取引、10万円を超える現金振込等を行う場合は、犯罪収益移転防止法によりお客さまのご本人確認に加え、取引を行う目的や職業・事業内容等も確認しております。
 - 住所、勤務先等が遠方の場合、口座開設のご事情を詳しくお伺いさせていただくことがございます。また、通帳発行につきましては、郵送による方法とさせていただくことがあります。
 - 疑わしい取引と判断した場合には、すみやかに当局へ届出ております。
 - 口座の不正利用防止のため、以下の場合等には預金取引停止または預金口座を解約させていただきます。
1. 預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらず、開設されたことが明らかになった場合
 2. 口座開設時の届出内容に虚偽が明らかになった場合、または口座開設時の提出資料が真正でないことが判明した場合
 3. 預金規定に基づき、偽名口座、偽名口座、口座の譲渡等が明らかになった場合、または口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると認められた場合等



電話de詐欺に対する取り組み

令和7年2月25日、当組合夷隅町支店の職員が、電話de詐欺の被害を未然に防止したことにより、いすみ警察署長から感謝状を贈呈されました。

当組合では、犯行の手口が悪質巧妙化し増加の一途にある「電話de詐欺」の被害を未然に防止するため、「金融機関声掛けマニュアル」を活用し、窓口でお客様にお声掛けをさせていただいております。皆様のご理解とご協力をお願い致します。



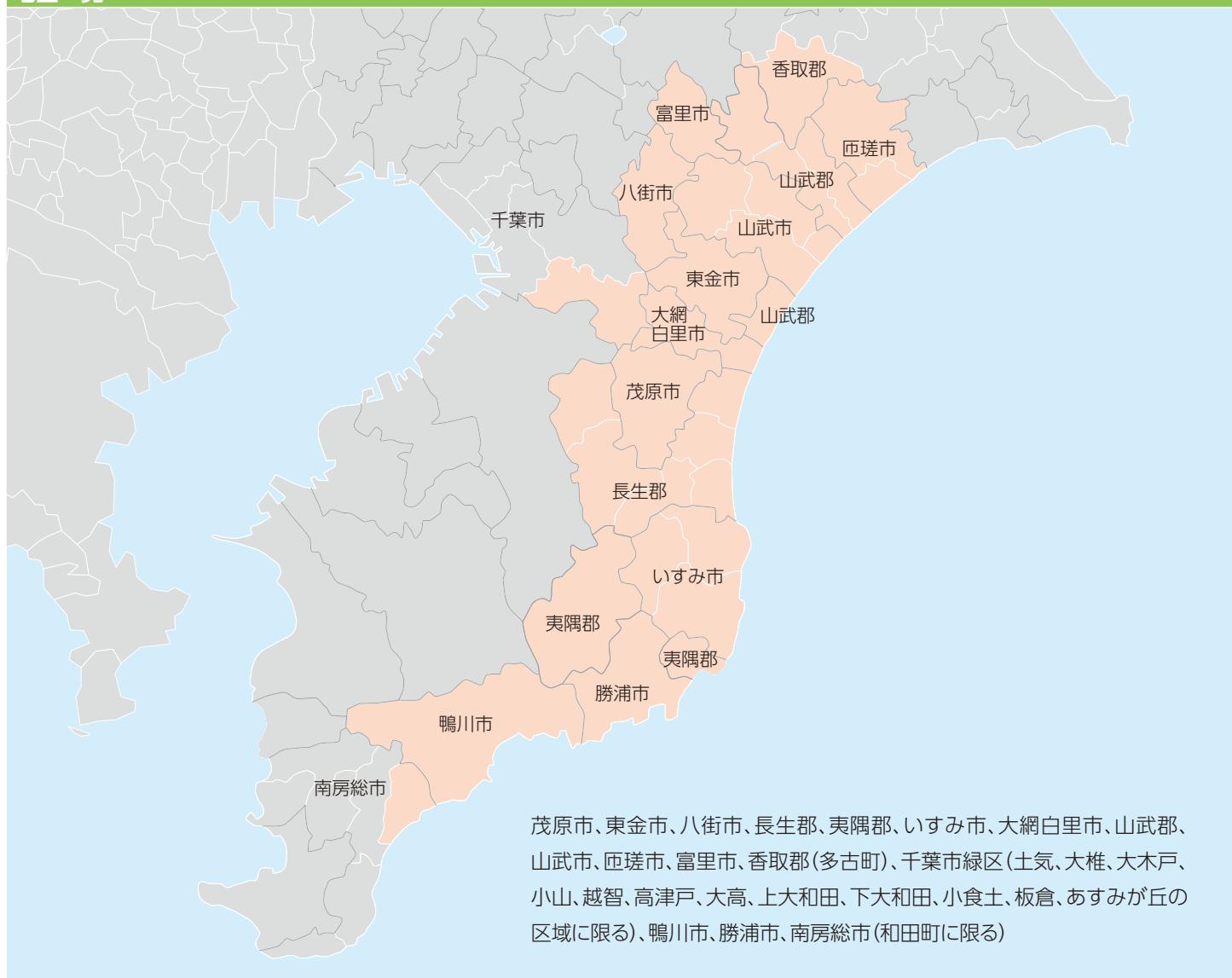
索引 各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」で規定されております法定開示項目です。			
ごあいさつ	1	経費の内訳	17
【概況・組織】		* 総資産経常利益率	17
経営理念／経営方針	3	* 総資産当期純利益率	17
* 事業の組織	4	【預金に関する指標】	
* 役員一覧(理事および監事の氏名・役職名)	4	* 預金種目別平均残高	18
* 店舗一覧(事務所の名称・所在地)	34	* 定期預金金利区分別残高	18
自動機器設置状況	34	預金者別預金残高	18
地区一覧	34	財形貯蓄残高	18
組合員数	2・17	職員1人当たり預金残高	18
子会社の状況	21	1店舗当たり預金残高	18
【主要事業内容】		【貸出金等に関する指標】	
* 主要な事業の内容	2	* 貸出金種類別平均残高	18
【業務に関する事項】		* 貸出金利区分別残高	20
* 事業の概況	3	* 貸出金担保別残高	20
* 経常収益	17	* 貸出金用途別残高	21
業務純益	17	* 貸出金業種別残高・構成比	21
* 経常利益	17	* 債務保証見返担保別残高	20
* 当期純利益	17	* 預貸率(期末・期中平均)	18
* 出資総額、出資総口数	17	消費者ローン・住宅ローン残高	21
* 純資産額	17	代理貸付残高の内訳	21
* 総資産額	17	職員1人当たり貸出金残高	18
* 預金積金残高	17	1店舗当たり貸出金残高	18
* 貸出金残高	17	【有価証券に関する指標】	
* 有価証券残高	17	* 商品有価証券の種類別平均残高	取扱いなし
* 単体自己資本比率	17	* 有価証券の種類別・残存期間別残高	18
* 出資配当金	17	* 有価証券種類別平均残高	18
* 職員数	17	* 預証率(期末・期中平均)	18
【主要業務に関する指標】		* 満期保有目的の債券	19
* 業務粗利益および業務粗利益率	17	* その他有価証券	19
* 資金運用収支、役務取引等収支およびその他業務収支	17	* 有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額	19
* 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利潤	17・18	【経営管理体制に関する事項】	
* 受取利息、支払利息の増減	17	* リスク管理体制	7
役務取引の状況	17	* コンプライアンス(法令等遵守)態勢	7
その他業務収益の内訳	18	* バーゼルⅢに関する事項	22～28

店舗一覧表

(令和7年6月末現在)

店名	住所	電話	FAX	ATM
本部	茂原市高師町1丁目10番地5	0475(22)5111	0475(23)9777	
本店	茂原市高師町1丁目10番地5	0475(22)6111	0475(22)6112	3
本納支店	茂原市本納1773番地	0475(34)3302	0475(34)3318	2
一宮支店	長生郡一宮町一宮3089番地	0475(42)2061	0475(42)2071	2
長南支店	長生郡長南町長南2474番地の4	0475(46)1159	0475(46)1303	1
夷隅町支店	いすみ市苅谷189番地の1	0470(86)2150	0470(86)3689	1
岬支店	いすみ市岬町長者183番地の1	0470(87)2214	0470(87)7696	1
大原支店	いすみ市大原9231番地の3	0470(62)2225	0470(63)1807	1
白子支店	長生郡白子町五井1708番地の1	0475(33)3612	0475(33)3594	2
岬東支店	いすみ市岬町椎木1781番地3	0470(87)3166	0470(87)5971	1
鴨川支店	鴨川市横渚283番地の7	04(7092)1221	04(7093)1277	2

地区一覧



ぼうしんの
マスコットキャラクター
「な～ぼ～」です。

- ☆菜の花の妖精
- ☆性格は明るくおおらか
- ☆抜群の笑顔が
チャームポイント!
- ☆特技は、人を笑顔にすること
【菜の花】と【笑顔】をイメージしています。



房総信用組合

〒297-8611 千葉県茂原市高師町1-10-5
TEL:0475-22-5111
<https://www.boshin.jp>